

通常総代会における合併議決の承認について

令和8年6月24日開催の通常総代会におきまして、当組合は福岡県信用組合と合併し、福岡県信用組合に権利義務一切を引継ぎ、解散する議決がなされました。

ご承知のように、昨今の金融機関を取り巻く環境は厳しいものがあり、信用組合においても資産の健全性と収益力の向上が今まで以上に求められております。このような状況下、より一層お客様に信頼され、真に地域及び職域に必要とされる金融機関となるためには、営業エリア及びサービス機能面で相互に補完関係に立てる両信用組合が合併し、収益体質を強化することにより、健全かつ強固な経営基盤を構築することが最良の選択であると判断した次第です。

当組合と福岡県信用組合が合併することにより、営業エリアとともに店舗網を充実して強固な営業基盤を有することとなり、よりお客様の利便性が図られることとなります。

殊に当組合の組合員の皆様におかれましては、福岡県信用組合の店舗網（県内37店舗）をご利用いただける上に、今まで機械化ができずに取り扱えなかった各種の商品やサービス（キャッシュカード等）をご利用いただくことが可能となる等、利便性が向上します。

このように本合併を機に規模の拡大と、経営効率の促進ならびに基盤の安定が図られ、さらに地域経済及び職域の発展に今まで以上に貢献することができるものと確信いたしております。

このたび所管行政庁のご協力を得て両信用組合の円満な話し合いのもとに別紙合併契約書のとおり合併することとした次第であります。

よって、福岡財務支局長の認可があり次第令和9年2月22日を期して合併する予定でございますので、今後ともご支援ご協力のほどお願い申し上げます。

令和8年6月25日

福岡県庁信用組合 理事長 原中 誠志

合併契約書（写）

福岡県信用組合(以下「甲」という。)と福岡県庁信用組合(以下「乙」という。)は、次のとおり契約を締結する。

(合併の方法)

第1条 甲は合併により存続し、乙は合併により解散するものとする。

(名 称)

第2条 合併後の甲の名称は、福岡県信用組合とする。

(出資1口の金額とその割当)

第3条 合併後の普通出資1口の金額は1,000円とし、乙の出資20口（1口50円）をもって甲の出資1口（1口1,000円）に充てるものとする。

(準備金の引継ぎ)

第4条 甲は合併により合併期日の前日における乙の利益準備金、特別積立金及び未処分剰余金を継承するものとする。

2. 前項の継承する額は、合併期日の前日における乙の資産状態に従って変動するものとする。

(組合員に対する交付金)

第5条 合併の日における乙の組合員に対する令和8年4月1日から合併実行の日の前日までの期間の配当金に相当する交付金は、合併の際には支払わず、令和8年度の配当金として甲の通常総代会後支払うものとする。

(事務所)

第6条 合併後の主たる事務所は、甲の主たる事務所をもってこれに充て、甲の従たる事務所を合併後の従たる事務所とする。

2. 乙の主たる事務所は廃止する。

(地 区)

第7条 合併後の営業地区は、福岡県全域とする。

ただし、九州大学医学部構内の区域及び福岡県（自治体及びその関連団体）において勤務に従事する者及びその退職者が営業地区外へ勤務を異動又は居住したときは、その者に限り当該勤務地及び居所も営業地区とする。

(役員の定数及び任期)

第8条 合併後の役員の定数は理事10人以上20人以内及び監事は2人以上5人以内とする。

2. 合併に伴い新たに甲の理事又は監事となるべき者については、第15条で定める甲の総代会において選任する。

ただし、合併後の理事及び監事の任期は、甲の理事及び監事の任期である令和9年に開催される通常総代会の終了をもって満了する。

(総代の定数及び任期)

第9条 合併後の総代の定数は180人以上200人以内とする。

2. 合併時の総代は、甲の全総代をもってこれに充てるものとし、任期は、甲の総代任期と同一とする。

3. 乙の総代は、この合併によって全員辞任するものとし、辞任手続きは乙の責任で行う

ものとする。

(役員の退職慰労金)

第10条 乙の解散に伴い退任する役員に支給する退職慰労金は、合併期日の前日までに、乙が支給するものとする。

(職員の引継)

第11条 乙の職員は、全て甲において引き継ぐものとする。

2. 前項の規定により引き継いだ乙の職員は、甲の就業規則を適用するものとし、給与、休暇その他の勤務状況については、職員が合併の日の前日に受けていた勤務条件を基礎として甲及び乙が協議して定める。ただし、職員の退職手当については、次条のとおりとする。

(職員の退職手当)

第12条 合併により引き継いだ乙の職員については、合併の日の前日までの在職期間にかかる福岡県庁信用組合退職手当支給規則に基づく退職手当を合併の日の前日までに乙が支給する。

2. 合併により引き継いだ乙の職員の合併の日以降における甲の職員としての在職期間にかかる退職金については、甲の退職金規程によるものとする。この場合において、退職金額を算出する際の「退職事由別勤続年数別支払率」は乙での勤続年数と合併後の勤続年数を通算した勤続年数での支給率とする。

(合併費用)

第13条 合併に要した費用は、甲及び乙が協議し負担するものとする。

(財産の計算の基礎となる日、財産の確認及び善管注意義務)

第14条 甲及び乙は、令和8年3月31日現在の決算に基づく財産目録、貸借対照表を基礎にしてこの契約を締結することとし、同日以降合併実行日までの期間における資産・負債及び損益の異動については、別に計算書その他適当な方法によって明確にし、相互に報告するものとする。

2. 甲及び乙は、前項の期間中、善良なる管理者の注意をもって業務を執行するとともに、その資産状態に重大な影響を及ぼすような行為をし、又は経常的な支出以外の支出をしようとするときは、その都度あらかじめ甲及び乙が協議して定めるものとする。

(総代会の開催)

第15条 甲は令和8年6月25日、乙は、令和8年6月24日に総代会を開催し、合併契約書の承認、その他合併に必要な事項の決議を行うものとする。

(合併期日及び財産の引継)

第16条 合併期日は、令和9年2月22日とする。

2. 乙は、合併期日現在における一切の権利義務及び全財産を甲に引継ぐものとする。

(瑕疵責任)

第17条 合併時における甲及び乙の権利義務及び財産について、合併実行後2年以内に隠れた瑕疵が発見されたときは、本契約締結のとき在任した甲及び乙の役員は、各々の権利義務または財産の瑕疵により生じた損害について連帯して責任を負うものとし、瑕疵が甲又は乙の役職員の故意又は重大な過失によるときは、甲は当該役職員に対して損害の賠償を請求することができる。

(契約の効力)

第18条 この契約は、甲及び乙の総代会において承認を得たときにその効力を生ずるものとする。ただし福岡財務支局長の合併に関する認可を得ることができなかったときは、その効力を失うものとする。

(契約の解除及び変更)

第19条 甲及び乙がこの契約の各条項に違背し、又は、この契約を締結してから合併実行日までに天災、不可抗力、その他の事由により甲及び乙の資産に著しい減少を生じたときは、甲及び乙の代表者間において協議し、その欠陥を補填する処置を講じ、又は契約を解除し、若しくは合併条件を変更することができるものとする。

(総代会期日及び合併期日の変更)

第20条 第15条に定める総代会の期日及び第16条に定める合併期日については、止むを得ない事情が生じたときは、甲及び乙が協議し、変更することができるものとする。

(契約外事項の協議)

第21条 この契約に定めた事項以外で、合併実行のために必要な事項は、合併の趣旨に反しない場合に限り、甲及び乙の代表者間にて協議し、実行するものとする。

以上の各条項を確約した証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙の各代表者が署名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年6月2日

甲 福岡市中央区赤坂1丁目10番17号
福岡県信用組合
理事長 吉 丸 秀 利 印

乙 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁信用組合
理事長 原 中 誠 志 印

合併契約書附帯覚書（写）

福岡県信用組合（以下「甲」と称する。）と福岡県庁信用組合（以下「乙」と称する。）は、令和8年6月2日付をもって締結した合併契約書に附帯して、次の条項を確約する。
（善管注意義務）

第1条 甲及び乙は、合併期日までに善良な管理者の注意義務をもって業務を執行し、その資産の管理に最善の努力を払うものとする。

（隠れた瑕疵）

第2条 合併契約書第17条に定める「隠れた瑕疵」とは、次の場合をいうものとする。

- （1） 引継資産であって、引継当時すでに偽造、変造、失権、時効の完成その他の事由により無効であるとき。
- （2） 引継資産であって、引継当時すでに権利の保全その他手続に重大な欠陥があったとき。
- （3） 引継資産であって、合併前になした事由により第三者が所有権その他の権利を主張したため、その他の権利に損害を受けたとき。
- （4） 引継債権の担保物件中、数量不足または種類が異なるため担保価値を減殺したとき。
- （5） 引継債権の担保の順位に過誤があったとき。
- （6） 引継債権の担保物件であって、実測の結果、登記簿の表示と相違したため担保価値が不足するに至ったとき。
- （7） 隠れた債務の発見その他引継前に存した事由により負債額が増加したとき。
- （8） 普通出資の募集行為について、重大な欠陥から出資者が損害賠償その他の権利を主張したため、損害を受けたとき。

（規程・マニュアル・帳票類等）

第3条 新組合における業務運営上の諸規程・マニュアル・帳票類・通帳・証書・カード等については、甲及び乙が協議して決定するが、原則として甲のものを適用するものとする。

（資産の自己査定）

第4条 新組合における資産自己査定については甲及び乙が協議して決定するが、原則として甲の「自己査定基準」並びに「償却引当基準」等を適用するものとする。

（諸公課・税金）

第5条 合併に際し、甲及び乙の負担に帰すべき諸公課、税金については、各自あらかじめ概算処理するものとする。

（申請・登記その他の事務手続）

第6条 甲、乙の合併に伴う申請、登記その他の事務手続については、相互に協力して遅滞なく行うものとする。

（その他不調に対する協議）

第7条 合併に関し合併契約書及び本覚書に定めていない事項は、甲、乙が協議し、決定するものとする。

本覚書の成立を証するため、本覚書2通を作成し、甲、乙の各代表者が署名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和8年6月2日

甲 福岡市中央区赤坂1丁目10番17号
福岡県信用組合
理事長 吉丸 秀利 印

乙 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁信用組合
理事長 原中 誠志 印